

# 配 当

賞金等は出資返戻金と利益分配額に区分した上で **1.月次分配** **2.年次分配** **3.引退精算分配** の方法で出資会員へ分配されます。

## 1.月次分配

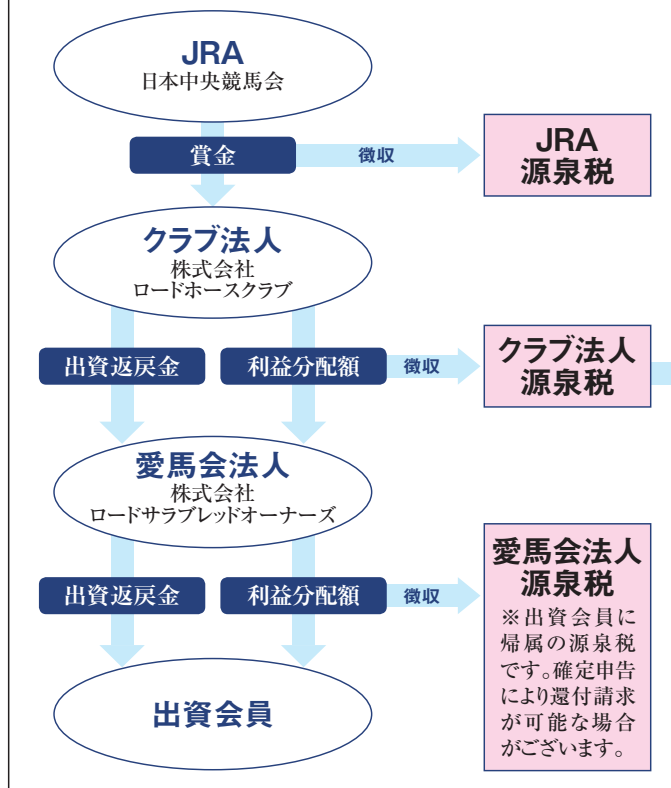
賞金等獲得月の翌月25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に行なわれます。対象は下記の通りです。

- 特別出走手当を含まない獲得賞金分配対象額(進上金、JRA源泉税、消費税、営業経費、クラブ法人源泉税を除いた獲得賞金等)

**出資返戻金**…出資返戻金は源泉徴収の対象となりません。

**利益分配額**…利益分配額はクラブ法人から愛馬会法人へ分配される際に20.42%の源泉徴収が行なわれます。また、愛馬会法人から出資会員へ分配される際に20.42%の源泉徴収が行なわれます。

※**出資返戻金と利益分配額**に区分するための計算方法、その他の説明は別添「競走用馬ファンドの契約にあたって《契約成立前(時)の交付書面》参照。



## 2.年次分配

当年7月1日～翌年6月30日をクラブ法人・愛馬会法人の計算期間として毎年10月25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に行なわれます。対象は下記の通りです。

- クラブ法人源泉税精算金
- 特別出走手当精算金
- 特別出走手当を含まない一走あたりの一口配当額が100円未満の獲得賞金分配対象額

## 3.引退精算分配

引退・運用終了月の翌々月25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に行なわれます。対象は下記の通りです。

- 事故見舞金
- 競走取り止め交付金
- 抹消給付金、付加金
- 売却代金
- 維持費精算金
- 保険金
- 保険料解約返戻金
- 未精算の **2.年次分配** 対象分

### クラブ法人源泉税精算金の分配

- クラブ法人源泉税は愛馬会法人が還付を受けた後にクラブ法人源泉税精算金として年次分配の方法で出資会員へ分配されます。

